

現業評議会規約例

第1章 総則

- 第1条（名称） この組合は市（町）職員労働組合現業評議会（以下「現評」）という。
- 第2条（所在地） この現評の主たる事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇市（町）職員労働組合事務局内に置く。
- 第3条（目的） この現評は組合員の労働条件の維持改善および経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。
- 第4条（事業） この現評は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 団体交渉を通じて労働条件の維持改善
 - 2 労働協約の締結、改定
 - 3 組合員の教養、文化の向上
 - 4 組合員並びにその家族の福利厚生共済
 - 5 同一目的を有する他団体との協力
 - 6 その他この現評の目的達成に必要な事項

第2章 組合員

- 第5条（組合員の資格） この現評の組合員は主として〇〇市（町）の現業職員で組織される。ただし、当局の利益を代表すると認められる地位にある者などは除き、現評が認める場合はその限りではない。
- 第6条（資格の平等） すべての組合員はいかなる場合にも、人種、宗教、性別、門地または身分により差別的取扱いを受けることはない。
- 第7条（権利および義務） 組合員は平等に、次の権利を有し、義務を負う。
- 1 組合員はすべての活動に参加し、また現評の利益を受けること。
 - 2 現評のすべての問題に自由に意見を述べ、かつ、議決に参加すること。
 - 3 役員に選挙され、これに就任することおよび役員を選挙すること。
 - 4 規約を遵守し、機関の決定に従うこと。

第3章 組織

第1節 役員

- 第8条（種類） この現評に次の役員を置く。
- | | |
|--------|----|
| 議長 | 1人 |
| 副議長（ ） | 人 |
| 事務局長 | 1人 |
| 幹事（ ） | 人 |
| 会計監査 | 2人 |

第9条（役員の権利義務） 役員はすべてこの規約に定められた職務を遂行する義務を負い、その職務を他人から妨害されることなく遂行する権利を有する。

1 議長

この現評を代表し、業務の遂行、財産の管理、その他現評に関する一切の責任を負う。

2 副議長

議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務局長

事務局長は正、副議長を補佐し、会議の議事録を作成、保有し、組合の日常業務を処理する。

4 幹事

幹事は、常時組合員との連携を密にし、現評規約に従い業務を執行する。

5 会計監査

会計監査は現評の財産を監査し、必要に応じて各会議に出席して発言することができる。ただし、決議には加わらない。

第10条（役員 の 選 挙） 現評役員は組合員の直接無記名投票によって選挙する。

第11条（役員 の 任 期） 役員任期は定期大会から、次期定期大会までとし、再選を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは補充することができる。補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

第2節 機関

第12条（種 類） 現評に次の機関を置く。

1 総会（又は大会）

2 幹事会

第13条（総 会） 総会は現評の最高決議機関であって全組合員をもって構成する。

2 総会は定期総会と臨時総会とする。

3 定期総会は毎年1回〇月に催し、議長が招集する。

4 全組合員の3分の1以上の要求があったとき、および幹事会が必要と認めたときは、臨時総会を招集しなければならない。

第14条（総会付議事項） 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

1 活動方針および年度計画

2 予算案および決算報告の承認

3 役員選挙

4 労働協約の締結および改廃

5 規約および諸規定の制定、改廃

6 その他現評の目的達成のための必要な事項

第15条（定 数） 総会は組合員の過半数以上の出席（委任状を含む）により成立する。

第16条（議 決） 総会付議事項の議決については出席組合員の過半数の賛成を要し、可否同数のときは総会議長が決める。

2 次の事項の議決については全組合員の直接無記名投票の過半数によって行う。

1) 規約および諸規定の制定、改廃

2) 役員を選出および解職

第17条（議長の選出） 総会の議長は、そのつど役員以外の組合員より選出する。

第18条（幹事会） 幹事会は、現評の執行機関で会計監査を除く役員全員をもって構成し、執行業務について協議決定する。

第19条（幹事会の招集） 幹事会は、議長が招集して開催する。ただし、次の場合には臨時に開催することができる。

1 幹事の3分の1以上の要求のあったとき。

2 議長が必要と認めたとき。

第4章 会計

第20条（経 費） この現評の経費は組合費および寄附金その他の収入とする。寄附金を受けるときは幹事会の承認を要する。

第21条（会計年度） 会計年度は毎年〇月〇日に始まり翌年の〇月〇日に終わる。

第22条（会計監査） この現評のすべての会計は、会計年度ごとに書類を作成し、委嘱された職業的に資格のある会計監査人の正確であるとの証明書を付して定期総会に報告し、承認を受けなければならない。

第5章 規約改正

第23条（規約の改正） 規約の改正は全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。

付則

第24条（細 則） この規約を実施するために必要な細則は別に定める。

第25条（効 力） この規約は〇年〇月〇日より施行する。

注(1)

黒線の部分は労組法第5条2項に規定された組合規約としての必要的事項です。